

公立学校教職員の懲戒処分の概要

○不適正な会計処理 法令等違反 信用失墜行為

(1) 処分年月日 令和8年8月6日

(2) 処分の量定 免職

(3) 所属・職種 県立学校教職員

(4) 処分の理由 令和4年度から令和7年度にかけて、本来、県費外会計として管理されるべき会計から、一部を私的に流用したり、出張旅費が支給されているにもかかわらず、別途旅費を支給させるなどして利得したほか、適正な会計処理を怠り、使途不明金を発生させたうえ、事実とは異なる領収書を発行させ、関係者に口裏合わせを依頼し、事実を隠ぺいしようとした。また、複数回にわたって、申請とは異なる車両を引率に使用し生徒を同乗させた。